

(別紙 2 の 1)

外部評価の評価機関の要件及び選定手続等について

外部評価の評価機関の要件、評価機関となるための選定の手続等については次のとおりであるので、各都道府県におかれては、これに基づき具体的な要件等を定め、管内の評価機関となることを希望する法人に対して周知していただくとともに、各法人から評価機関となることについての申請がなされた場合には、その申請内容が具体的な要件等を満たしているかどうかを審査し、満たしている場合には評価機関として選定することとされたい。

1 評価機関の要件

- (1) 法人であること。
- (2) 2 の要件を満たす評価調査員を、必要数確保していること。
- (3) 認知症介護に関する学識経験者、小規模多機能型居宅介護事業者、認知症対応型共同生活介護事業者、認知症高齢者等の家族の代表者等からなる評価審査委員会を設置していること。

評価審査委員会は、別紙 3 の 1 の 6 の (3) のただし書きによる場合のほか、1 年に 1 回を目途として定期的に開催され、評価事業について報告を受け、その内容について意見を述べ、評価事業の運営の適正化を図るものであること

- (4) 評価結果について、独立行政法人福祉医療機構が運営する「福祉保健医療情報ネットワークシステム (WAMNET)」に掲載して公表することとしていること。
また、当該手続を行う担当者が配置されていること。
- (5) 次に掲げる規程等を定め、それらに基づいて適切に業務が行われる体制となっていること。

ア 評価依頼の受付、評価手続、評価審査委員会の手続、WAMNET による情報公開等を盛り込んだ外部評価実施要領 (別紙 3 の 1 参照)

イ 外部評価の実施に関し、評価を受けようとする事業者との間で締結する契約書の参考例 (別紙 3 の 2 参照)

ウ その他都道府県において定める書類

- (6) 公正中立な立場で外部評価を実施することが困難な状況があるなど、都道府県において、当該法人に外部評価を行わせることが不相当と認める事由がないこと。
(不相当である例)

ア 当該法人が自ら小規模多機能型居宅介護事業所又は認知症対応型共同生活介護事業所を設置・運営しているとき。

イ 当該法人の理事会等の構成員の多数が、小規模多機能型居宅介護又は認知症対応型共同生活介護の事業者又は従業者によって占められているとき。

ウ 外部評価を行う上で十分な資金計画が立てられていないなど、安定的な事業運営の可能性に疑義があるとき。

2 評価調査員の要件

- (1) 評価調査員は、当該評価調査員が属する評価機関が所在する都道府県又は都道府県が指定した法人が実施する調査員養成研修を受講しているものであること。

ただし、他の都道府県又は指定する法人において実施された調査員養成研修又は関連の研修（認知症介護実践研修（旧実務者研修を含む）、介護相談員養成研修等）を既に修了した者にあつては、カリキュラムの全部又は一部が重複している場合には、選定を行う都道府県の判断により、当該部分を受講していなくてもこの条件を満たしたものとして取り扱って差し支えない。

- (2) 評価調査員は、第三者としての客観的な観点から評価の実務を行うに当たって、不適当と認める事由がない者であること。

(不適当である例)

ア 小規模多機能型居宅介護事業所又は認知症対応型共同生活介護事業所を運営している者。

イ 小規模多機能型居宅介護事業所又は認知症対応型共同生活介護事業所に勤務している者。

ウ 小規模多機能型居宅介護事業者又は認知症対応型共同生活介護事業者により組織される団体の役職員。

3 評価機関の選定手続等

- (1) 都道府県から評価機関としての選定を受けようとする法人は、都道府県の所管課に次の書類を提出し、審査を受けるものとする。

- ① 評価機関選定申込書
- ② 法人の定款、寄附行為等及び法人登記簿の謄本
- ③ 評価調査員名簿
- ④ 評価審査委員会の委員名簿及び各委員の就任承諾書
- ⑤ 委員が団体等の職員である場合は、所属長の就任承認書
- ⑥ 評価手数料及びその算定根拠 その他都道府県において必要と認める書類

- (2) 評価機関は、選定を受けた後に前項の内容のいずれかに変更が生じたときは、変更後の当該書類を遅滞なく都道府県の所管課に提出するものとする。

- (3) 都道府県は、評価機関を選定したときは、当該機関の名称、連絡先、評価手数料、評価調査員の数等の情報を、管内の事業所に通知するものとする。

なお、各事業所による評価機関の選択等に資するため、通知した内容についてホームページ等を活用し、広く情報提供するものとする。

- (4) 評価機関は選定を受けた後に評価事業を廃止しようとするときは、事業終了の3か月前までに廃止の理由を付して都道府県の所管課に届け出るものとする。

都道府県は、当該届出を受理したときは、管内における事後の外部評価が円滑に行われるよう、必要な手当を行うものとする。

- (5) 都道府県は、適切に評価機関を監督指導するものとし、現に外部評価業務を行っていない場合、選定した評価機関がその要件を欠くに至った場合、その他公正中立な立場で評価を行うのにふさわしくないとと思われる状況が生じた場合には、

選定を撤回するものとする。

なお、この場合の手續等については、次のとおりとする。

- ① 都道府県は、選定した評価機関について、毎年、外部評価業務の実施件数、評価結果等を把握するとともに、必要に応じて、選定の要件が具備されているかを確認するために、書類の提出を求め、評価機関の職員から状況を聴取し、又は必要な調査を行うことができるものとする。
- ② 評価機関は、前記の調査等がなされるときは、積極的にこれに協力するものとする。
- ③ 都道府県は、現に外部評価業務が行われていないとき、又は、評価機関としての要件を欠く具体的な事実を確認したときは、期限を付して当該事実の是正を求め、是正されない場合には選定を撤回するものとする。
- ④ 都道府県は、選定の撤回に当たっては、文書をもって通知しなければならないものとする。

4 その他の留意事項

- (1) 都道府県は、すべての評価機関を集めた研修等を開催するなど、管内の評価機関の評価の質の向上を図るための取組を行うものとする。
- (2) 都道府県は、管内の介護サービス事業所設置数及び介護保険事業支援計画等を踏まえた設置見込み数を勘案し、管内のすべての事業所について少なくとも1年に1回の外部評価を実施することが可能な評価調査員の数を確保すること。この際、1つの事業所に対し複数の評価調査員が共同で評価を実施することに留意すること。

なお、管内において既に外部評価を実施する評価機関が選定されている場合又は複数の評価機関が評価業務を行うことを申し出ている場合には、各評価機関の規模等を勘案した上で、それぞれ適切と認められる数の評価調査員を確保し、全体として管内のすべての事業所に対する外部評価が円滑に行われるようにすること。